

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 議案説明事項

(1) 議案第123号

三重県手数料条例の一部を改正する条例案について 1

2 所管事項

(1) 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」

に基づく報告について 5

平成29年10月6日

県 土 整 備 部

【議案第 123 号】三重県手数料条例の一部を改正する条例案について

1 小規模不動産特定共同事業の創設に係る改正

(1) 改正理由

不動産特定共同事業法が改正され、空き家・空き店舗等の再生・活用事業に地域の不動産事業者等が幅広く参入できるよう、出資総額等が一定規模以下の「小規模不動産特定共同事業」が創設されました。これにより、小規模不動産特定共同事業の登録手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正内容

小規模不動産特定共同事業の創設に伴い、小規模不動産特定共同事業の登録申請手数料及び登録更新手数料を新設します。手数料の額は以下のとおりです。

登録申請手数料 60,000 円

登録更新申請手数料 60,000 円

根拠：地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づく。

(3) 条例の施行期日

平成 29 年 12 月 1 日（法律と同日施行予定）

2 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度の創設に係る改正

(1) 改正理由

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正され、民間賃貸住宅へ入居が拒まれがちな低額所得者や高齢者等が円滑に入居できるよう、入居を拒まない住宅の登録制度が新たに創設されました。これにより、登録手数料についての規定を整備するものです。

(2) 改正内容

入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度の創設に伴い、登録手数料を新設します。手数料の額は申請戸数に応じて定めており、詳細は次頁のとおりです。

(3) 条例の施行期日

平成 29 年 10 月 25 日（法律と同日施行予定）

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録及び変更の登録審査手数料

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行おうとする住宅戸数	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の新たな登録に係る審査手数料	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項又は添付書類の記載事項の変更の登録に係る審査手数料
1戸のもの	6,800円	1,100円
2戸以上4戸以内のもの	7,800円	1,100円
5戸以上9戸以内のもの	9,600円	2,900円
10戸以上19戸以内のもの	11,500円	4,700円
20戸以上29戸以内のもの	12,100円	5,300円
30戸以上39戸以内のもの	12,900円	6,200円
40戸以上49戸以内のもの	13,700円	6,900円
50戸以上99戸以内のもの	16,000円	9,200円
100戸以上のもの	20,500円	13,700円
備考 家計を異にする者が複数で居住する事業を行う場合については、家計を同一にするものを1戸として算定する。		

※本手数料は、国土交通省が示した登録事務の想定所要時間に、三重県職員の平均給与単価を乗じて算定しています。

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（県土整備部所管分）

改正案

現行

別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
三百十の二	不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく登録申請手数料	不動産特定共同事業法第四十一条第一項の規定に基づく登録申請手数料
三百十の三	不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく登録更新申請手数料	不動産特定共同事業法第四十一条第三項の規定に基づく登録更新申請手数料
三百十五	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第九号）第九條第一項の規定に基づく登録の申請又は第十二條第一項の規定に基づく登録事項等の変更の届出に係る審査	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第九号）第九條第一項の規定に基づく登録の申請又は第十二條第一項の規定に基づく登録事項等の変更の届出に係る審査	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第九号）第九條第一項の規定に基づく登録の申請又は第十二條第一項の規定に基づく登録事項等の変更の届出に係る審査

別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二く別表第十五 (略)

別表第二く別表第十五 (略)

業登録及び変更の登録審査手数料

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を行うおととする住宅戸数	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録審査手数料	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録審査手数料
一戸のもの	円 六千八百	千二百円
二戸以上四戸以内のもの	円 七千八百	千二百円
五戸以上九戸以内のもの	円 九千六百	千二百円
十戸以上十九戸以内のもの	円 一万五千	四百七十
二十戸以上二十九戸以内のもの	円 一万二千	五千三百
三十戸以上三十九戸以内のもの	円 九千	六千二百
四十戸以上四十九戸以内のもの	円 七千	六千九百
五十戸以上九十九戸以内のもの	円 一万六千	九千二百
百戸以上のもの	円 二万五千	一万三千
		七百円

備考
 家計を異にする者が複数で居住する事業を行う場合については、家計を同一にするものを一戸として算定する。

別表第十七く別表第二十八 (略)

別表第十六く別表第二十七 (略)

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1 (6)	連続立体交差事業負担金 (平成27年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等の都市計画事業に要する経費の一部を負担する。	685,495	686,471	鉄道高架化の事業促進のため、事業費を増額したものである。	都市政策課	

補助金等評価結果調書

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
27-5	広域河川改修費負担金(平成27年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	278,235	284,489	(根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業にかかる近鉄との協定書 (公益性) 二級河川三滝川のネック点が原因となる洪水から県民の生命・財産を守る事業であり、公益性を有している。 (必要性) 洪水から県民の生命・財産を守るため、近鉄橋梁の改築を図る必要がある。 (効果) 近鉄橋梁付近の拡幅による治水安全度の向上に向けて、事業進捗が図れた。 (交付基準等の妥当性) ネック点解消に伴う鉄道橋架け替えのため鉄道事業者へ負担するものであり、他の方法は見当たらない。	河川課	

9

補助金等評価結果調書

(部局名:県土整備部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
27-6	連続立体交差事業負担金 (平成27年度)	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号	223,989	686,471	<p>(根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄川原町駅付近連続立体交差事業にかかる近鉄との協定書</p> <p>(公益性) 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に対する補助であり公益性を有している。</p> <p>(必要性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る必要がある。</p> <p>(効果) 連続立体交差化に向け仮線工事と高架部の事業進捗が図れた。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故が解消される受益に対して負担するものであり、他の方法は見当たらない。</p>	都市政策課	